

奈良県告示第百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十七年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第六五二号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成三十年一月二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の三
第七七四号	魚かす粉	魚粉1号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格 のとおり	平成三十年六月五日	志野和彦 磯城郡三宅町但馬三四二の三
第七七五号	魚かす粉	魚粉2号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格 のとおり	平成三十年六月五日	志野和彦 磯城郡三宅町但馬三四二の三
第七七六号	魚かす粉	魚粉3号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 五・〇	公定規格 のとおり	平成三十年六月五日	志野和彦 磯城郡三宅町但馬三四二の三

第七四八号	混合有機質肥料	9-16有機混合肥料	窒素全量 九・〇	公定規格 のとおり	平成三十年七月十八日	志野和彦 磯城郡三宅町 但馬三四二の三
第四七一号	蒸製てい角粉	13・0蒸製てい角粉	窒素全量 一三・〇	公定規格 のとおり	平成三十年六月二十一日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の三
第七七〇号	副産植物質肥料	压榨ごま油かす粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	公定規格 のとおり	平成三十年七月二十三日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の三
第七七七号	米ぬか油かす及びその粉末	米ぬか油かす及びその粉末	窒素全量 二・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	公定規格 のとおり	平成三十年七月二十七日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の三